

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社三井E&Sホールディングス		コード	7003
提出日	2020/5/21	異動（予定）日	2020/6/25	
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	田中 稔一	社外取締役	○								△						訂正・変更	有
2	芳賀 義雄	社外取締役	○													○	新任	有
3	田中 浩一	社外監査役	○										△				訂正・変更	有
4	上野 誠一	社外監査役	○											○			新任	有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	田中稔一氏は過去において、三井化学(株)の業務執行者であった。三井化学(株)と当社グループとの間には、プラント関連の部品及び材料等の販売並びに仕入等に関する取引関係が存在している。直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であるが、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は2.0%超2.5%未満である。なお、当社の連結子会社である(株)三井E&Sエンジニアリングは、同社との共同事業における金融機関からの借入金に関して、2020年3月31日現在において10億89百万円の債務保証を行っている。	長年、大手総合化学会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しており、当社の経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待するため、社外取締役に選任している。三井化学(株)は、当社との取引の性質及び規模に照らして、東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（以下、「独立性基準等」）における当社の主要な取引先に該当すると判断しているが、田中稔一氏は2014年6月に同社の取締役を退任し、以後は業務を執行しない相談役又は顧問を務めており、2020年6月以降も業務を執行しない名誉顧問に就任予定である。以上の理由により、田中稔一氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員に指定している。
2		長年、大手製紙会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しており、当社の経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待するため、社外取締役に選任している。芳賀義雄氏は独立性基準等を満たしている。以上の理由により、芳賀義雄氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員に指定している。
3	田中浩一氏は過去において、三井物産(株)の業務執行者であった。三井物産(株)と当社グループとの間には、機器類の販売及び仕入等に関する取引関係が存在しているが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は1.0%未満である。	主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識を活かし、また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから客観的な見地に基づき適切な監査をしていただくため、社外監査役に選任している。三井物産(株)は、当社との取引の性質及び規模に照らして、独立性基準等における当社の主要な取引先には該当しないと判断している。以上の理由により、田中浩一氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員に指定している。
4	上野誠一氏は過去において、(株)三井住友銀行の業務執行者であった。(株)三井住友銀行との間には、2020年3月31日現在296億90百万円の借入れがあり、同行は当社の株式の一部を保有しているが、当社の借入依存度及び同行による当社株式保有比率は他社と比べて突出していない。また、同氏は現在、三井住友カード(株)の業務執行者である。同社と当社グループとの間には、カード利用料の支払い等に関する取引関係が存在しているが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の営業収益に占める割合は0.1%未満であり、また、直近の事業年度において当社グループの同社に対する売上はない。	金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向や経営全般に関する豊富な見識を活かし、客観的な見地から適切な監査をしていただくため、社外監査役に選任している。当社の(株)三井住友銀行への借入依存度は他社と比べて突出していないため、(株)三井住友銀行は、独立性基準等における当社の大口債権者（当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者）ではなく、当社株式保有比率も他社と比べて突出していない。また、三井住友カード(株)は、当社との取引の性質及び規模に照らして、独立性基準等における当社の主要な取引先には該当しないと判断している。以上の理由により、上野誠一氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役であると判断し、独立役員に指定している。
5		

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。